令和6年4月吉日

保護者　様

備前市総合教育部教育総務課

令和6年度就学援助費（学用品費と学校給食費）の支給額について（お知らせ）

　平素は教育行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和6年度の就学援助制度については、別添『就学援助制度のご案内』でお知らせしていますが、就学援助費における学用品費および学校給食費の支給額の決め方について、下記のとおりご説明いたします。

記

1.就学援助費における学用品費について(以下の学用品費)

就学援助費では、以下のとおり学用品費として支給できる限度額を決めています。

1. 小学校1年生：11,420円　　　　　②小学校2～6年生：13,650円
   1. 中学校1年生：22,320円　　　　　④中学校2～3年生：24,550円

　上記①～④の就学援助とは別に、令和6年度は学用品費サポート事業を実施します。それに伴い、令和6年度の就学援助費(学用品費)は、原則限度額(上記①～④)から、学用品費サポート事業による納付免除金額を差し引いた額を、支給します(学校が保護者から集金するものもあります)。

(1)就学援助費(学用品費）の支給額

就学援助費(学用品費)支給額　＝　学用品費限度額　―　サポート事業納付免除額

　　　　　　　　　　　　　　　 （上記金額①～④） 　　　 （3学期に確定）

ただし、就学援助の認定を受けられた方で、学用品費サポート事業による納付免除を辞退されている場合、上記①～④の就学援助費限度額を支給します。

(2)就学援助費（学用品費）の支給時期

就学援助費（学用品費）の支給額は3学期に確定します。そのため、就学援助費（学用品費）の支給時期は、3学期末の予定です。ただし、学用品費サポート事業による納付免除金額が学用品費限度額より大きい場合、就学援助費（学用品費）は支給されません。

2.就学援助費における学校給食費について

就学援助費では、以下のとおり学校給食費として支給額を決めています。

A.小学校：1食300円（実費）　　　　　B.中学校：1食340円（実費）

　令和6年度は学校給食費の無償化の実施に伴い、令和6年度の就学援助費（学校給食費）は、原則支給されません。ただし、就学援助の認定を受けられた方で、学校給食費の納付免除を辞退されている場合、学校給食費の実費を就学援助費として支給します。

＊裏面に就学援助費（学用品費）の決め方の具体例を記載しています。市の学用品費サポート事業の趣旨についてご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

＊ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

　連絡先　　備前市総合教育部教育総務課総務振興係　　TEL：0869-64-1802